

入札説明書等で引用されている条文（抜粋）

第4章 契約

（一般競争契約）

第15条 契約担当役は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結しようとするときは、公告して申込みをさせることにより競争（以下、「一般競争」という。）に付きなければならない。

2 一般競争は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

3 契約担当役は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格による入札者と契約しなければならない。ただし、支払の原因となる契約の入札価格が当該契約の履行にあたり著しく不相当であると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で別に定めるところにより、申込みをした他の者と契約することができる。

4 契約担当役は、その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、価格（予定価格の範囲内のものに限る。）及びその他の条件が振興会にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの。）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（一般競争に参加させることができない者）

第16条 契約担当役は、特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者並びに破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第17条 契約担当役は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

（1）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者。

（2）公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

（4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

（5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

（6）この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人と

して使用した者。

- 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 指名競争及び随意契約における業者の選定においても、前2項を準用するものとする。

(契約担当役が定める一般競争参加者の資格)

- 第18条 契約担当役は、必要があるときは、契約の種類ごとに、その金額等に応じ、業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。
- 2 契約担当役は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に一般競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
 - 3 契約担当役は、第1項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。
 - 4 契約担当役は、第1項から第3項に規定する者に加え、物品の製造・販売等の競争契約に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、一般競争参加者の資格を得た者として認めるものとする。
 - 5 指名競争の競争参加者の資格については、第1項から第4項を準用するものとする。

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団会計事務取扱要領（抜粋）

(予定価格書)

- 第12条 契約事務担当者は、一般競争入札及び指名競争入札により契約を締結しようとするときは、その事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定してその予定価格を封書にし、開札の際に開札場所に置かなければならない。
- 2 前項の予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする物品、役務等の契約については、単価についてその予定価格を定めることができる。